

広陵町空家等実態調査及び空家等対策計画策定業務委託に係る質疑応答書

広陵町長 吉村 裕之



	質問内容	回答内容
1	実施要領 P.5 第 2. (6) ④(ア) (イ) 企画提案書の様式 企画提案書について、補足資料 (最大 2 枚) を A4 で作成する場合でも A3 で作成する場合でも、片面 2 枚以内で作成するものでよろしいでしょうか。 (A3 版 1 枚を A4 版 2 枚分として扱わないという理解でよろしいでしょうか。)	A4 及び A3 のいずれの場合も、片面 2 枚以内で作成をお願いします。
2	仕様書 P.3 第 14 条 1. (2) 空家等候補の抽出・整理 「ゼンリン住宅地図上にプロット」とありますが、「広陵町 web マップ」の基盤地図を町からご提供いただき、そちらにプロットする方法でもよろしいでしょうか。	地形図データについては提供可能です。 提供する際のファイル形式については、契約後の協議とします。
3	仕様書 P.6 第 15 条 納入成果品 納入成果品については、令和 8 年度分として (1) (2) (6)、令和 9 年度分として (3) (4) (5) (6) を提出するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	本業務を実施するに当たり、発注者の承認を得たうえで、業務の一部を再委託することは可能でしょうか。	基本的に可能としますが、内容等を協議の上で決定します。
5	仕様書_p2 第 13 条 1 (4) 現地調査数量及び (6) 所有者意向調査数量が同数となっていますが、現地調査により空家と判定した建物所有者に対してのみ所有者意向調査を実施するとの認識でよろしいでしょうか。なお、仕様書 p4、1(5) (6) では現地調査の結果、空家の可能性があると判断された建物を対象として実施するものと記載されています。	お見込みのとおりです。

質問内容		回答内容
6	仕様書_p3 (2) 空家等候補の抽出・整理において、ゼンリン住宅地図上にプロットするものとあるが、これは指定条件でしょうか。指定である場合、当該データ等の購入費用は受注者負担となるのでしょうか。また、都市計画基本図等を使用することは不可でしょうか。	指定条件ではありません。それに代わる手法の提案をお受けすることは可能です。 都市計画基本図の使用も可能です。
7	仕様書_p3 現地調査において、作業補助として再委託は認められるでしょうか。また、予定数量（500件）を超過した場合、契約変更は可能でしょうか。	再委託については、協議の上で認めることとします。 予定数量の超過分については、原則契約変更を認めません。 ですが、大幅に増減する場合は協議の上で決定します。
8	仕様書_p4 (4) 現地調査の【全景写真】（空家でないと判定した建物を含む）とありますが、空家でないと判定した建物についても写真撮影が必要でしょうか。場合によっては、住民とのトラブルにつながる可能性も考えられないでしょうか。	空家でないと判断したものについても、現時点では必要とします。
9	仕様書_p4 (7) 空家分布図及びデータベースの作成において、発注者が保有する既存の空家等データベースとありますが、汎用性のある形式でしょうか。	本町で使用している、統合型 GIS への取り込みを想定しています。 汎用性のある形式（EXCEL・shape 等）での取り込みとなっており、詳細は協議の上で決定します。
10	企画提案書の中に、参加企業を特定できる固有名詞を記載することは可能でしょうか。	可能です。
11	企画提案書のテーマは、審査評価基準表の評価項目に準じて記載するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	【様式5】配置技術者調書について 本業務においては特別な資格を有している必要は無いと考えますが、【様式5】の提出は必要でしょうか。	参加資格については、実施要領中「第2. プロポーザルに関する事項」に記載のとおりです。 併せて、【様式5】の提出も必要になります。
13	参加申込書及び企画提案書について、別々で記載されておりますが同時の提出で問題ないでしょうか。	問題ございません。